

「男女共同参画社会及び配偶者等からの暴力の防止及び

被害者支援についての住民意識調査」集計表

調査対象者数 2,000人 回答者数753人 回答率 37.65%

問-0-1 あなたの年齢は

	回答数	構成比
(1) 20代	45	6.0%
(2) 30代	114	15.1%
(3) 40代	168	22.3%
(4) 50代	188	25.0%
(5) 60代	221	29.3%
(6) 70代	17	2.3%
計	753	100.0%

問-0-2 あなたの性別は

	回答数	構成比
(1) 男	337	44.8%
(2) 女	416	55.2%
計	753	100.0%

問-0-3 あなたの職業は

	回答数	構成比
(1) 農林漁業（自営業主）	42	5.6%
(2) 商工サービス（自営業主）	20	2.7%
(3) その他の自営業（自営業主）	45	6.0%
(4) 農林漁業（家族従事者）	15	2.0%
(5) 商工サービス業（家族従事者）	17	2.3%
(6) その他の自営業（家族従事者）	19	2.5%
(7) 常勤の勤め（社員・職員等）	301	40.0%
(8) 非常勤の勤め（パート・アルバイト・臨時職員・ 嘱託等）	141	18.7%
(9) 主婦・主夫	88	11.7%
(10) 学生	1	0.1%
(11) その他・無職	63	8.4%
無回答	1	0.1%
計	753	100.0%

問-0-4 あなたは結婚されていますか

	回答数	構成比
(1) はい	607	80.6%
(2) いいえ	146	19.4%
計	753	100.0%

問-1-1 家庭の中では

	回答数	構成比
(1) 男性の方が非常に優遇されている	91	12.1%
(2) どちらかといえば男性が優遇されている	307	40.8%
(3) 平等である	283	37.6%
(4) どちらかといえば女性が優遇されている	26	3.5%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	10	1.3%
(6) わからない	28	3.7%
無回答	8	1.1%
計	753	100.0%

問-1-2 学校教育の中では

	回答数	構成比
(1) 男性の方が非常に優遇されている	14	1.9%
(2) どちらかといえば男性が優遇されている	83	11.0%
(3) 平等である	513	68.1%
(4) どちらかといえば女性が優遇されている	30	4.0%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	7	0.9%
(6) わからない	95	12.6%
無回答	11	1.5%
計	753	100.0%

問-1-3 職場の中では

	回答数	構成比
(1) 男性の方が非常に優遇されている	97	12.9%
(2) どちらかといえば男性が優遇されている	321	42.6%
(3) 平等である	198	26.3%
(4) どちらかといえば女性が優遇されている	52	6.9%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	21	2.8%
(6) わからない	49	6.5%
無回答	15	2.0%
計	753	100.0%

問-1-4 地域社会の中では

	回答数	構成比
(1) 男性の方が非常に優遇されている	107	14.2%
(2) どちらかといえば男性が優遇されている	346	45.9%
(3) 平等である	167	22.2%
(4) どちらかといえば女性が優遇されている	51	6.8%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	5	0.7%
(6) わからない	67	8.9%
無回答	10	1.3%
計	753	100.0%

問-1-5 法律や制度では

	回答数	構成比
(1) 男性の方が非常に優遇されている	52	6.9%
(2) どちらかといえば男性が優遇されている	189	25.1%
(3) 平等である	314	41.7%
(4) どちらかといえば女性が優遇されている	77	10.2%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	18	2.4%
(6) わからない	87	11.6%
無回答	16	2.1%
計	753	100.0%

問-1-6 社会通念、慣習・しきたりなどでは

	回答数	構成比
(1) 男性の方が非常に優遇されている	169	22.4%
(2) どちらかといえば男性が優遇されている	395	52.5%
(3) 平等である	85	11.3%
(4) どちらかといえば女性が優遇されている	18	2.4%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	10	1.3%
(6) わからない	54	7.2%
無回答	22	2.9%
計	753	100.0%

問-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

	回答数	構成比
(1) 賛成	42	5.6%
(2) どちらかといえば賛成	313	41.6%
(3) どちらかといえば反対	242	32.1%
(4) 反対	125	16.6%
無回答	31	4.1%
計	753	100.0%

問-3-1 妻や子供を養うのは男性の責任である

	回答数	構成比
(1) そう思う	270	35.9%
(2) どちらかといえばそう思う	227	30.1%
(3) どちらともいえない	127	16.9%
(4) どちらかといえばそう思わない	17	2.3%
(5) そう思わない	84	11.2%
無回答	28	3.7%
計	753	100.0%

問-3-2 女性は結婚したら自分自身のことより、家庭を中心に考えるべきである

	回答数	構成比
(1) そう思う	89	11.8%
(2) どちらかといえばそう思う	265	35.2%
(3) どちらともいえない	169	22.4%
(4) どちらかといえばそう思わない	66	8.8%
(5) そう思わない	139	18.5%
無回答	25	3.3%
計	753	100.0%

問-3-3 女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんとすべきである

	回答数	構成比
(1) そう思う	173	23.0%
(2) どちらかといえばそう思う	277	36.8%
(3) どちらともいえない	144	19.1%
(4) どちらかといえばそう思わない	58	7.7%
(5) そう思わない	74	9.8%
無回答	27	3.6%
計	753	100.0%

問-3-4 男性の方が女性より、管理職としての素質がある

	回答数	構成比
(1) そう思う	62	8.2%
(2) どちらかといえばそう思う	114	15.1%
(3) どちらともいえない	265	35.2%
(4) どちらかといえばそう思わない	60	8.0%
(5) そう思わない	222	29.5%
無回答	30	4.0%
計	753	100.0%

問-4 あなたは女性が、議会議員や地域活動の役員などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいと思いますか

	回答数	構成比
(1) そう思う	451	59.9%
(2) どちらかといえばそう思う	182	24.2%
(3) どちらともいえない	80	10.6%
(4) どちらかといえばそう思わない	16	2.1%
(5) そう思わない	4	0.5%
無回答	20	2.7%
計	753	100.0%

問-5-1 家事

	回答数	構成比
(1) 夫	7	1.2%
(2) 妻	418	68.9%
(3) 夫と妻が分担	151	24.9%
(4) その他の人	3	0.5%
(5) 該当しない	1	0.2%
無回答	27	4.4%
計	607	100.0%

問-5-2 育児

	回答数	構成比
(1) 夫	5	0.8%
(2) 妻	261	43.0%
(3) 夫と妻が分担	154	25.4%
(4) その他の人	4	0.7%
(5) 該当しない	150	24.7%
無回答	33	5.4%
計	607	100.0%

問-5-3 介護・看護

	回答数	構成比
(1) 夫	8	1.3%
(2) 妻	167	27.5%
(3) 夫と妻が分担	117	19.3%
(4) その他の人	17	2.8%
(5) 該当しない	260	42.8%
無回答	38	6.3%
計	607	100.0%

問-5-4 自治会・町内会・公民館など地域活動への参加

	回答数	構成比
(1) 夫	220	36.2%
(2) 妻	75	12.4%
(3) 夫と妻が分担	265	43.7%
(4) その他の人	5	0.8%
(5) 該当しない	15	2.5%
無回答	27	4.4%
計	607	100.0%

問-6 あなたはどのような形で働きたいですか

	回答数	構成比
(1) 常勤	268	35.6%
(2) 常勤（短時間・フレックスタイム制）	100	13.3%
(3) パートタイム・アルバイト・嘱託・契約社員・派遣社員	160	21.2%
(4) 在宅勤務	32	4.2%
(5) 事業経営	68	9.0%
(6) 家事に従事	34	4.5%
(7) 働くつもりはない	29	3.9%
(8) 働くことができない	24	3.2%
(9) その他	14	1.9%
無回答	24	3.2%
計	753	100.0%

問-7 現在、勤めにより働いている方（問-0-3で雇用者⑦又は⑧と答えた方）におたずねします。あなたの職場では、性別によって処遇が異なりますか（複数回答可）

	回答数	構成比
(1) 募集・採用の機会	52	7.5%
(2) 賃金	49	7.1%
(3) 女性に補助的な業務や雑用（お茶汲み等）に従事させる傾向がある	125	18.1%
(4) 昇進・昇格	42	6.1%
(5) 管理職への登用	50	7.2%
(6) 結婚や出産時に退職する慣例や雰囲気がある	30	4.3%
(7) 中高年女性には退職を促すような雰囲気がある	8	1.2%
(8) 社内研修や教育訓練・出張や視察などの機会の差	22	3.2%
(9) 育児休業や介護休業の取り易さ	56	8.1%
(10) 同じ職場で夫と妻が共に働いている場合、どちらかが働き続けにくい雰囲気がある	26	3.8%
(11) その他	9	1.3%
(12) 特になし	186	26.9%
無回答	37	5.3%
計	692	100.0%

問-8 あなたが働いている職場では、働く時間、給料、休業日や休暇、仕事の分担などについての取り決め(会社の就業規則、農業の家族経営協定などに類するもの)がありますか

	回答数	構成比
(1) 文書化された取り決めがある	359	47.7%
(2) 文書化されていないが、合意している取り決めがある(口約束、暗黙の了解も含む)	91	12.1%
(3) 取り決めはない	74	9.8%
(4) 取り決めがあるかどうかわからない	40	5.3%
無回答	189	25.1%
計	753	100.0%

問-9 (問-8で①②を選んだ方)その取り決めは守られていますか

	回答数	構成比
(1) 守られている	247	54.9%
(2) どちらかというと守られている	172	38.2%
(3) どちらかというと守られていない	21	4.7%
(4) 守られていない	9	2.0%
無回答	1	0.2%
計	450	100.0%

問-10 あなたは、日ごろ、何か地域のために役立ちたいと思いますか

	回答数	構成比
(1) 非常にそう思っている	225	29.9%
(2) 少しそう思っている	439	58.3%
(3) あまりそうは思わない	67	8.9%
(4) 全くそうは思わない	10	1.3%
無回答	12	1.6%
計	753	100.0%

問-11 あなたは、現在、次のような地域における活動に参加していますか(複数回答可)

	回答数	構成比
(1) 公民館などの地区を単位とした団体活動	356	25.5%
(2) 婦人(女性)会・老人クラブ・青年団などの団体活動	143	10.2%
(3) 子供会・PTA・スポーツ少年団などの子供の活動に関わる団体活動	194	13.9%
(4) 消費者運動・環境保護運動などの住民活動	23	1.6%
(5) 民生委員・児童委員・スポーツ推進委員などの公的な委員活動	52	3.7%
(6) 子育て支援や高齢者介護・障害者福祉などを目的としたグループ活動	38	2.7%
(7) NPO法人などの非営利活動	25	1.8%
(8) 特定の団体やグループに属さず、個人として地域に貢献する活動	54	3.9%
(9) スポーツや趣味、文化振興などに関わるサークル活動	180	12.9%
(10) その他(消防団)(花植え)(ボランティア活動)など	133	9.5%
(11) 特に何もしていない	186	13.3%
無回答	12	0.9%
計	1396	100.0%

問-12 (問-11で①を選んだ方)活動に参加しているお気持ちについて、お選びください

	回答数	構成比
(1) 生きがい・やりがいを感じて参加している	93	26.1%
(2) 生きがい・やりがいを感じることもあるが、負担に感じることもある	204	57.3%
(3) 負担に感じつつ参加している	41	11.5%
無回答	18	5.1%
計	356	100.0%

問-13 あなたが住んでいる地域では、次のような雰囲気や慣習がありますか
(複数回答可)

	回答数	構成比
(1) 子供がいない世帯や、中高年の一人住まいの世帯、若い独身者を地域活動の一員として初めから期待していないような雰囲気がある	73	3.4%
(2) 女性若い人は、男性や年長者の意見に従ったほうがよい(従うものだ)という雰囲気がある	158	7.5%
(3) 団体の長や代表などには男性になるほうがよい(なるものだ)という雰囲気がある	252	11.9%
(4) 会議等で女性が自分の意見を発言することに対して批判的な雰囲気がある	47	2.2%
(5) 女性は様々な役割や仕事の経験を積む機会から遠ざけられている雰囲気がある	42	2.0%
(6) 様々な役割分担の責任には男性が就き、女性は補佐役につくことが多い	259	12.2%
(7) 集落・公民館・PTAなどの役員名簿には夫の名前を載せるが、実際には妻が役割を果たしていることが多い	188	8.9%
(8) 女性が役職に就きたがらない	229	10.8%
(9) 会合や行事の湯茶・食事の準備や片付けは女性の役割という雰囲気がある	438	20.7%
(10) 地域のために習慣を見直すなど、改革を求める人を煙たがる雰囲気がある	141	6.7%
(11) 地域での生活に関わる事柄について、互いに助け合うために、自分ができることで貢献しようとする意識があまりない	110	5.2%
(12) 特にこのようなことはない	142	6.7%
無回答	39	1.8%
計	2118	100.0%

問-14 あなたは生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の関わり方についておたずねします

	回答数	構成比
(1) 仕事を優先している	129	17.1%
(2) 家庭生活を優先している	116	15.4%
(3) 地域・個人の生活を優先している	11	1.5%
(4) 仕事と家庭生活をともに優先している	194	25.8%
(5) 仕事と地域・個人の生活をともに優先している	57	7.6%
(6) 家庭生活と地域・個人の生活をともに優先している	50	6.6%
(7) 仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先している	168	22.3%
(8) わからない	23	3.1%
無回答	5	0.7%
計	753	100.0%

問-15 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)について、あなたの希望する関わり方を、お選びください

	回答数	構成比
(1) 仕事を優先したい	34	4.5%
(2) 家庭生活を優先したい	137	18.2%
(3) 地域・個人の生活を優先したい	17	2.3%
(4) 仕事と家庭生活をともに優先したい	161	21.4%
(5) 仕事と地域・個人の生活をともに優先したい	41	5.4%
(6) 家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい	76	10.1%
(7) 仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい	246	32.7%
(8) わからない	27	3.6%
無回答	14	1.9%
計	753	100.0%

問-16 男性も女性も、家事・子育て・介護・地域活動・仕事などに、自分の意志で積極的に関わり、いきいきと暮らすことができるようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか(三つ以内)

	回答数	構成比
(1) 男女の役割についての社会通念、習慣、しきたりを改めること	188	9.7%
(2) 仕事に生活を合わせるという、仕事中心の社会全体の仕組みを改めること	120	6.2%
(3) 男性が家事に参画するライフスタイルについて抵抗感をなくすこと	192	9.9%
(4) 男性も女性も生活面・経済面で自立できるようになること	243	12.6%
(5) 家族の間で互いの立場を理解し、家事などの分担をするように十分に話し合うこと	320	16.5%
(6) 家事などについて、性別によらず、身に付けることができるような育て方をする事	276	14.3%
(7) 学校・職場・会社など様々な場で男女平等や相互理解についての学習機会を増やすこと	113	5.8%
(8) 労働時間を短縮したり、休暇制度を普及させること、自宅でも仕事ができるように在宅勤務などを普及させること	148	7.6%
(9) 育児や介護支援の充実など、育児や介護を社会で支える制度を充実させること	312	16.1%
(10) その他	6	0.3%
無回答	17	0.9%
計	1935	100.0%

問-17 あなたは、この一年間の生活の中で、次のような不安や悩みがありましたか
(複数回答可)

	回答数	構成比
(1) 雇用・転職・再就職などの仕事について	129	7.6%
(2) 病気・障害など身体の健康について	243	14.3%
(3) 生活費・借金などお金について	229	13.5%
(4) ストレス・うつなど心の健康について	120	7.1%
(5) 恋愛について	16	0.9%
(6) 職場や地域での人間関係について	176	10.4%
(7) 夫婦・親子など家族の間での人間関係	120	7.1%
(8) 育児・子育てについて	65	3.8%
(9) 介護・看護について	142	8.4%
(10) 妊娠・出産について	23	1.4%
(11) 自分や家族の将来について	325	19.2%
(12) 特になかった	103	6.1%
無回答	3	0.2%
計	1694	100.0%

問-18-1 平手で打つ

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	515	68.4%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	198	26.3%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	13	1.7%
無回答	27	3.6%
計	753	100.0%

問-18-2 足でける

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	625	83.0%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	87	11.6%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	12	1.6%
無回答	29	3.9%
計	753	100.0%

問-18-3 身体を傷つける可能性のあるものでなぐる

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	698	92.7%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	14	1.9%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	6	0.8%
無回答	35	4.6%
計	753	100.0%

問-18-4 なぐるふりをして、おどす

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	448	59.5%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	221	29.3%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	46	6.1%
無回答	38	5.0%
計	753	100.0%

問-18-5 刃物などを突きつけて、おどす

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	684	90.8%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	25	3.3%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	5	0.7%
無回答	39	5.2%
計	753	100.0%

問-18-6 嫌がっているのに性的な行為を強要する

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	577	76.6%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	132	17.5%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	9	1.2%
無回答	35	4.6%
計	753	100.0%

問-18-7 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	492	65.3%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	167	22.2%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	57	7.6%
無回答	37	4.9%
計	753	100.0%

問-18-8 何を言っても長時間無視し続ける

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	369	49.0%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	277	36.8%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	72	9.6%
無回答	35	4.6%
計	753	100.0%

問-18-9 交際関係や電話を細かく監視する

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	350	46.5%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	281	37.3%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	86	11.4%
無回答	36	4.8%
計	753	100.0%

問-18-10 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」とか言う

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	467	62.0%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	212	28.2%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	35	4.6%
無回答	39	5.2%
計	753	100.0%

問-18-11 大声でどなる

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	363	48.2%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	310	41.2%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	43	5.7%
無回答	37	4.9%
計	753	100.0%

問-18-12 常に命令口調で話す

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	389	51.7%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	268	35.6%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	59	7.8%
無回答	37	4.9%
計	753	100.0%

問-18-13 家に生活費を入れない

	回答数	構成比
(1) どんな場合も暴力にあたると思う	482	64.0%
(2) 暴力にあたると、そうでない場合があると思う	154	20.5%
(3) 暴力にはあたるとは思わない	78	10.4%
無回答	39	5.2%
計	753	100.0%

問-19-1 なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた

	回答数	構成比
(1) 1, 2度あった	107	14.2%
(2) 何度もあった	28	3.7%
(3) まったくない	582	77.3%
無回答	36	4.8%
計	753	100.0%

問-19-2 人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家庭に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた

	回答数	構成比
(1) 1, 2度あった	74	9.8%
(2) 何度もあった	45	6.0%
(3) まったくない	597	79.3%
無回答	37	4.9%
計	753	100.0%

問-19-3 嫌がっているのに性的な行為を強要された

	回答数	構成比
(1) 1, 2度あった	60	8.0%
(2) 何度もあった	33	4.4%
(3) まったくない	622	82.6%
無回答	38	5.0%
計	753	100.0%

問-20 (問-19で①・②を選んだ方)あなたはそのことを、誰かに打ち明けたり
相談したりしましたか(複数回答可)

	回答数	構成比
(1) 配偶者暴力支援センター(男女共同参画センター・県女性相談センターなど)	0	0.0%
(2) 警察	2	0.6%
(3) 法務局・地方法務局・人権擁護委員	2	0.6%
(4) 町の相談窓口	0	0.0%
(5) 他の市町村の相談窓口(女性相談など)	0	0.0%
(6) 1～5以外の公的な機関	2	0.6%
(7) 民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会・ カウンセラー・カウンセリング機関・民間シェ ルターなど)	1	0.3%
(8) 医療関係者(医師・看護師・助産師など)	1	0.3%
(9) 学校関係者(教員・養護教員・スクールカウ ンセラーなど)	0	0.0%
(10) 家族や親戚・友人・知人	67	18.7%
(11) その他(職場の上司)など	5	1.4%
(12) どこにも、だれにも相談しなかった(できな かった)	136	38.0%
無回答	142	39.7%
計	358	100.0%

問-21 (問-20で⑫を選んだ方)どこにも、誰にも相談しなかった(できなかった)
のはなぜですか。(複数回答可)

	回答数	構成比
(1) どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから	5	2.8%
(2) 恥ずかしくてだれにも言えなかったから	19	10.8%
(3) 相談しても無駄だと思ったから	16	9.1%
(4) 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、 もっとひどい暴力を受けると思ったから	2	1.1%
(5) 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから	0	0.0%
(6) 相談相手の言動によって不快な思いをさせられる と思ったから	0	0.0%
(7) 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっ ていけると思ったから	22	12.5%
(8) 世間体が悪いから	9	5.1%
(9) 他人を巻き込みたくなかったから	8	4.5%
(10) 他人に知られると、これまでどおりのつきあい (仕事や学校、地域などの人間関係)ができな くと思ったから	6	3.4%
(11) そのことについて思い出したくなかったから	2	1.1%
(12) 自分にも悪いところがあると思ったから	32	18.2%
(13) 相手の行為は愛情の表現だと思ったから	8	4.5%
(14) 相談するほどのことではないと思ったから	43	24.4%
(15) その他	3	1.7%
無回答	1	0.6%
計	176	100.0%

問-22-1 男女共同参画

	回答数	構成比
(1) よく知っている	217	28.8%
(2) 聞いたことがある	365	48.5%
(3) 知らない	149	19.8%
無回答	22	2.9%
計	753	100.0%

問-22-2 男女共同参画基本法

	回答数	構成比
(1) よく知っている	75	10.0%
(2) 聞いたことがある	350	46.5%
(3) 知らない	305	40.5%
無回答	23	3.1%
計	753	100.0%

問-22-3 女子差別撤廃条約

	回答数	構成比
(1) よく知っている	45	6.0%
(2) 聞いたことがある	286	38.0%
(3) 知らない	399	53.0%
無回答	23	3.1%
計	753	100.0%

問-22-4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

	回答数	構成比
(1) よく知っている	69	9.2%
(2) 聞いたことがある	309	41.0%
(3) 知らない	351	46.6%
無回答	24	3.2%
計	753	100.0%

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な

法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要がある

と認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

〔後略〕

屋久島町告示第 81 号

屋久島町男女共同参画推進懇話会設置要綱を次のように定めた。

平成 26 年 6 月 25 日

屋久島町長 荒木 耕治

屋久島町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 屋久島町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴し、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、屋久島町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

屋久島町告示第 80 号

屋久島町男女共同参画推進会議設置要綱を次のように定めた。

平成 26 年 6 月 25 日

屋久島町長 荒木 耕治

屋久島町男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため、屋久島町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成促進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第 4 条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 会長は、男女共同参画社会実現のための施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うため、屋久島町男女共同参画幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

2 幹事会は、別表第2に掲げる推進会議の各委員が推薦する所属職員をもって組織する。

3 幹事会は、調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画調整課長
財産管理課長
町民生活課長
税務課長
健康増進課長
介護衛生課長
環境政策課長
農林水産課長
商工観光課長
建設課長
電気課長
会計課長
福祉事務所長
農業委員会事務局長
議会事務局長
監査委員事務局長
教育委員会教育総務課長
教育委員会社会教育課長

別表第2（第6条関係）

総務課長
企画調整課長
町民生活課長
健康増進課長
介護衛生課長
農林水産課長
商工観光課長
建設課長
福祉事務所長
教育委員会教育総務課長
教育委員会社会教育課長

屋久島町

男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

平成27年3月

発行 鹿児島県 屋久島町 総務課

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 469 番地 45

TEL 0997-43-5900

FAX 0997-43-5905